

はじめに

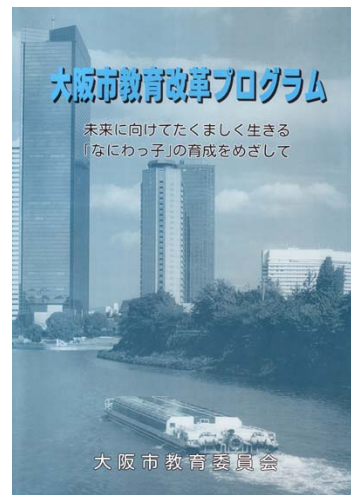
【重点行動プラン 2008-2011 策定の背景と目的】

大阪市教育委員会では、平成12年8月に、21世紀の教育のあり方を示す「大阪市教育改革の基本方向」を示し、この基本方向に基づく具体的プランとして、平成14年2月に「大阪市教育改革プログラム」を策定した。

同プログラムは、平成14年4月から実施された完全学校週5日制や、「総合的な学習の時間」の創設などの新たな教育課程をふまえ、平成14年度から23年度までの10年間に取り組む具体的なプランをまとめたものである。

「未来に向けてたくましく生きる『なにわっ子』の育成」を最終目標として、「豊かな人間性を育む教育」「社会の変化に対応する教育」「『大阪らしさ』を生かした教育」の3つの重点目標を柱としている。

また、平成15、18年度に大阪市学力等実態調査を行い、子どもの学力実態や生活習慣との関連性などの把握・分析を行い、課題解決に努めてきた。

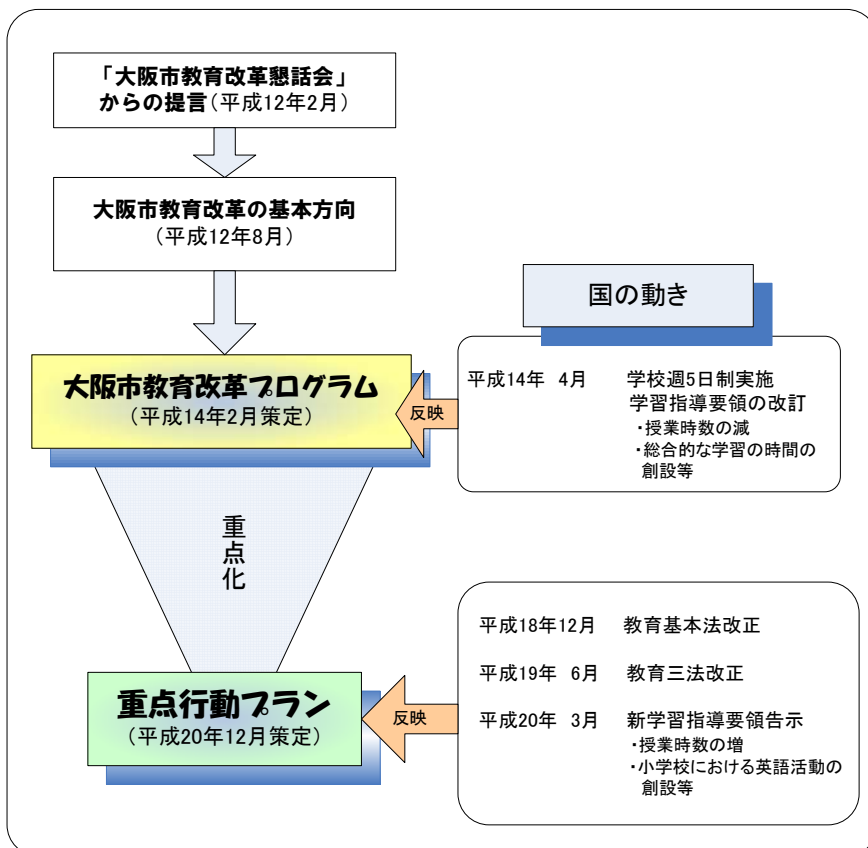


しかしながら、平成19年4月・平成20年4月に実施された全国学力・学習状況調査(以下全国学力調査)

では、2年連続して大阪市は平均正答率が全国平均を下回り、特に学習意欲や生活習慣に課題が見られることが明らかとなった。

またこの間、国レベルでも中央教育審議会を中心に活発な議論が行われ、平成18年12月には約60年ぶりに教育基本法が改正された。

平成19年6月には「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法及び教育公務員特例法」のいわゆる教育三法が改正され、新学習指導要領の告示、教育委



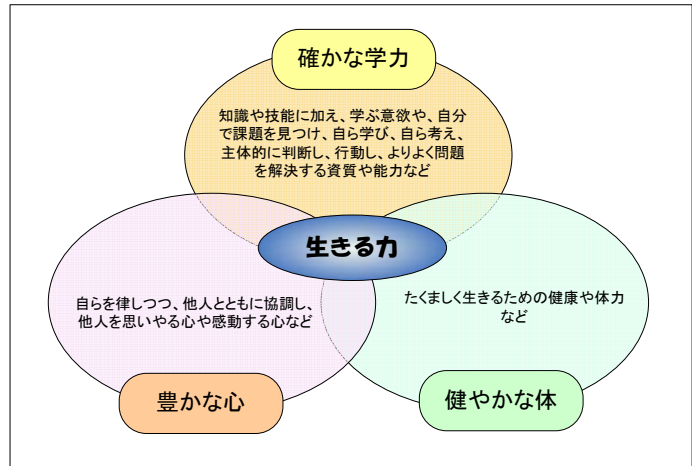
員会の活動の自己点検・評価の実施、教員免許更新制の導入など、これからの教育改革の方向性が明らかにされたところである。

現在の学習指導要領は子どもの「生きる力」を育む教育を目標としている。

「生きる力」とは、変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の3つの要素がバランスよく育まれた力である。

今回告示された新学習指導要領では、この「生きる力」をよりいっそうはぐくむものとし、「基礎的な知識・技能をしっかりと身につけさせる」「知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力をはぐくむ」「学習に取り組む意欲の向上」の3つの要素を重点的に育成することとしている。

そのため、国語・算数・理科などの教科等の授業時数を増加し、基礎的な知識・技能を修得させるとともに、言語活動の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実など、思考力・判断力・表現力を高める教育内容へ、改善を図ることが示されている。



このような状況の変化をふまえ、これまでの施策の検証と課題分析を改めて行うとともに、平成23年度までの残り4年間で集中的に取り組むべき内容、とりわけ喫緊の課題である学力向上に関する取り組みを中心に「大阪市教育改革プログラム」の内容を重点化し、本市の状況や課題を教職員・保護者・市民と共有することにより、学校・家庭・地域が一体となって、社会全体で子どもの教育に取り組むことをめざすものである。

【重点行動プラン 2008-2011 の内容と位置付け】

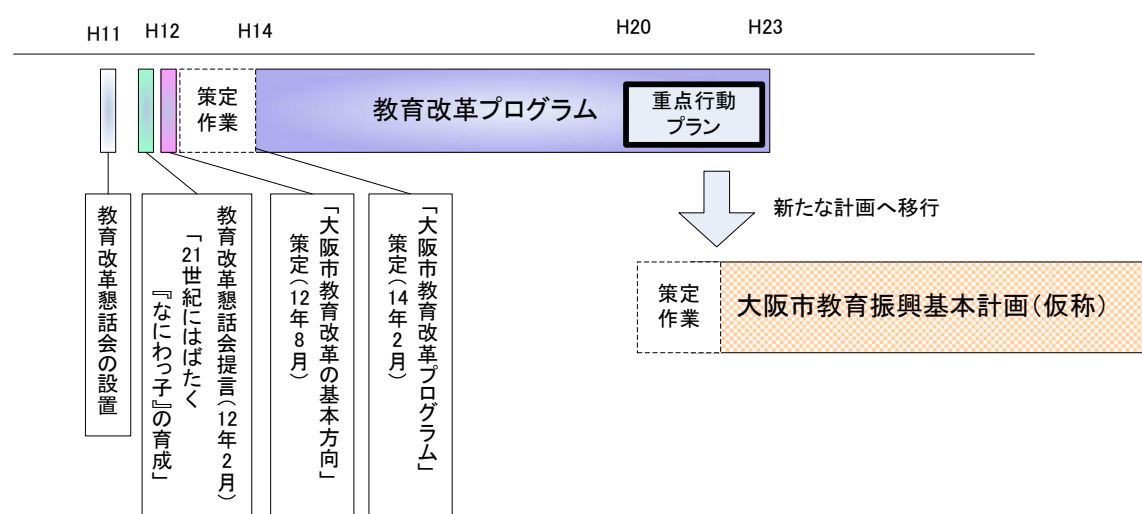
「大阪市教育改革プログラム」は教育施策を総合的に推進する内容となっており、「豊かな人間性を育む教育の充実」「社会の変化に対応する教育の充実」「『大阪らしさ』を生かした教育の推進」を柱として、「未来に向けてたくましく生きる『なにわっ子』の育成をめざす支援の充実」を加え4章で構成されている。「『大阪らしさ』を生かした教育の推進」では、大阪の歴史・伝統・文化を生かした教育の推進や国際社会に生きる子どもの教育の推進などが記載されているが、これらの教育課題については、「大阪市教育改革プログラム」の施行期間である平成23年度末までは、引き続き本プログラムに基づき取り組みを進めていくこととし、今回策定する「重点行動プラン 2008-2011（以下重点行動プラン）」は、学力向上に向けて集中的に取り組む重点施策を集約した行動計画として位置付けるものである。

「重点行動プラン」では、学力向上策を中心に、「おおさかでまなぶ」「おおさかでそだつ」「おおさかではぐくむ」の3つの視点から施策の集約化を図っている。

「おおさかでまなぶ」の項では、「確かな学力の向上」「魅力ある『わかる授業』の創造」の2項目を、「おおさかでそだつ」の項では「しなやかで強い心とすこやかな体をそだてる」「一人一人の個性をのばす」の2項目を、「おおさかではぐくむ」では「かかわりあい、ささえあう、学校・家庭・地域の連携」「社会全体で子どもを守りはぐくむ」の2項目を重点項目として設定し、それぞれに現状を分析し課題を示した上で、今後4年間で取り組む内容を記載している。

一方で、先述の教育基本法の改正により、各地方公共団体は国の教育振興基本計画（平成20年7月策定）を参酌して、教育の振興に資する基本的な計画を策定する努力義務が新たに規定されている。

本市においても、今後、「大阪市教育改革プログラム」に代わる新しい時代の教育指針として、市全体で議論を進め、平成23年度を目途に「大阪市教育振興基本計画（仮称）」を策定する。



<p>教育改革プログラム</p>	<p>教育改革懇話会からの提言を受けてまとめた「大阪市教育改革の基本方向」の具体的プランとして策定された計画。 平成23年度までの本市の学校教育分野の指針。</p>
<p>重点行動プラン 2008－2011</p>	<p>現行プログラムの中で、今後4年間で特に重点的、集中的に取り組む内容について明確化。新規施策等も含め、今後の取り組み目標を学校現場、市民と共有するための行動計画として策定。</p>
<p>大阪市教育振興基本計画(仮称)</p>	<p>平成20年7月に策定された国の「教育振興基本計画」を参酌して策定。新たな本市の教育指針として、外部委員による組織を設置し、今後10年間にわたる大阪市の教育行政について策定。他局も含め、市全体で検討を進める。</p>

【計画の推進にあたって】

教育は多くの関係者とともに社会全体で取り組むものであり、市民や保護者、関係機関の協力が不可欠である。今回策定したプランは今後4年間に取り組むべき具体的施策について示しているが、急激に変化する社会の中で教育課題も日々刻々と変化している。

現在、国や大阪府においても大規模な財政改革や教育改革が進められており、その影響も看過できない。また本市においては厳しい財政状況の中で、抜本的な市政改革を進めており、さらなる施策の選択と集中が必要となることも想定される。

こうした状況に対応するために、今後必要に応じて、適宜内容の検討や目標の再設定を行う。

なお、計画満了となる平成23年度には、全体の取組み総括を行い、次期計画となる「大阪市教育振興基本計画（仮称）」において、その成果と課題を反映させていく。

おおさかで **まなぶ**

～確かな学力を身につけた
“なにわっ子”～

○確かな学力+学んだことを活かせる力を
はぐくみます。

- 習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実
- 言語力の育成 ●理科教育の充実
- 外国語活動の充実 ●情報活用能力の育成
- 学力向上に向けた検証・改善サイクルの確立

○魅力ある「わかる授業」を行います。

- 教員の指導力の向上
- 学校の教育力の向上
- 学校現場への支援



おおさかで **そだつ**

～たくましく夢におかって
チャレンジする“なにわっ子”～

○しなやかで強い心とすこやかな体を
そだてます。

- 豊かな心の育成 ●すこやかな体の育成

○一人一人の個性をのびします。

- 特別支援教育の充実
- キャリア教育の推進
- 高等学校の特色化



未来に向けて
たくましく生きる
なにわっ子の育成

おおさかで **はぐくむ**

～みんなで育てる
“なにわっ子”～

○かかわりあい、ささえあう、学校・家庭・地域の連携

- 学校・家庭・地域の連携
- 小中連携の推進
- 社会教育資源の活用と産業界との連携
- 学校評価の推進

○社会全体で子どもを守りはぐくむ

- 子どもをとりまく様々な課題への対応
- 子どもの安全確保



【本文中の表記について】

○本文中の「学校」とは、大阪市立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を指す。

○本文中の【施策の内容】欄の表記について

【例】

内 容	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
<p>○学校図書館活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の運営を支援するボランティアを養成し、読書環境の整備や読み聞かせの充実などを行い、児童の読書意欲の醸成や読書習慣の確立を図る。 教育委員会事務局内に司書や教員で構成する学力向上担当を設置し、3年間で全小学校において学校図書館活性化事業を実施する。 <p style="text-align: right;">20 新規</p>	<p>3年間で全小学校で事業実施</p> <p>96 校 202 校 全校</p> <p>3年間で全小学校のボランティアを養成(1校あたり10名程度)</p> <p style="text-align: center;">↑ 支援</p> <p>学力向上担当の設置</p>			<p>効果検証</p>

20～22年度の3年間で全小学校で実施する。

20年度は96校、21年度は202校、22年度は全校で実施。

継 続: 従来からの取組みを継続して実施する事業

拡 充: 従来からの取組みを拡充して実施する事業

20 新規: 平成20年度から実施している事業

21 計画: 平成21年度より実施を計画している事業

○○○

…単年度で実施するもの
実施する目標年度が決まっているもの

○○○

…継続して実施するもの